

第 10 期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(令和 9～11 年度) の策定について

1 計画策定根拠

(1) 老人福祉法

第 20 条の 8 (市町村老人福祉計画) ⇒ 高齢者保健福祉計画

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定める

第 20 条の 8 第 7 項

市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成

(2) 介護保険法

第 116 条 (基本指針)

厚生労働大臣は、(中略) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める

第 117 条 (市町村介護保険事業計画) ⇒ 介護保険事業計画

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める

2 進捗状況 (令和 7 年度完了)

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(2) 在宅介護実態調査

3 令和 8 年度スケジュール

(1) 7 月 厚労省指針発出、関係機関と意見交換～11 月まで

(2) 8 月 総合保健医療福祉協議会高齢者部会 (基本目標審議)

(3) 10 月 総合保健医療福祉協議会高齢者部会 (計画素案協議)

(4) 12 月 総合保健医療福祉協議会高齢者部会 (計画原案協議)

(5) 2 月 議会厚生文教常任委員会へ計画案説明、パブリックコメント
総合保健医療福祉協議会 (諮問、答申)

(6) 2 月 第 10 期計画 (令和 9～11 年度) 決定